

「令和 6 年度若年者の消費者トラブル対策推進事業」業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和 6 年度若年者の消費者トラブル対策推進事業

2 履行場所

福岡市市民局生活安全消費生活センター
福岡市中央区舞鶴 2 丁目 5 番 1 号

3 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 事業の内容**(1) 事業の目的**

令和 4 年 4 月 1 日から成年年齢が 18 歳に引き下げられたことにより、社会経験が乏しく契約に対する知識が少ない若年者をターゲットとした消費者トラブルが増加傾向にある。こうした現状を踏まえ、高校生・大学生を中心とした若年者が消費者問題に興味を持つよう促すことを主眼とした事業を実施し、若年者の消費者トラブルの未然防止を推進する。

(2) 提案いただきたい内容**① 本事業の目的を強く訴えかける効果的な企画提案**

若年者の消費者トラブル未然防止を強化する目的で、若年者が消費者問題に興味を持つことを促すような創意工夫のある事業の企画。

企画の提案にあたっては、話題性を高めるため、芸能人やインフルエンサーの起用を検討すること。

(例)

- ・芸能人やインフルエンサーと実行委員によるライブ配信や動画配信
(YouTube ライブや、TikTok での動画配信等)
- ・芸能人やインフルエンサーとタイアップしたイベントの実施
(ステージイベントや謎解きイベント、スタンプラリーといった体験型イベント等)
- ・芸能人やインフルエンサーによるワークショップ
(メイクやダンス、動画作成や写真の撮り方が学べるワークショップ等)

なお、事業実施にあたっては、実行委員会を立ち上げ、18 歳から 22 歳までの実行委員を 5 名程度選定し、参画させること。

(例)

- ・実行委員会からの意見やアイデアを事業内容に取り入れる
- ・動画配信に実行委員会も出演する
- ・イベント実施時に、実行委員も運営スタッフとして参加する

② 事業実施にあたり必要な備品等の整備

事業実施にあたり必要な設備や備品等については、受託業者において調達し、会場の設営及び撤去が必要な場合についても受託業者において行うこと。また、必要なスタッフ人員についても受託業者において確保すること。

③ 進捗状況の報告及び実施に関する協議

企画運営に関する進捗状況については、随時報告すること。また、実行委員と協議する際は、原則として、福岡市消費生活センター職員も同席するものとする。

④ 広報

若年者に事業を広く周知するために、WebサイトやSNS（TikTok、Instagram等）といったメディアを活用し、広く広報すること。

なお、福岡市消費生活センターのX（旧Twitter）やFacebook等を活用することも可能とする。

- ・福岡市消費生活センターX（旧Twitter）

https://twitter.com/fukuokashi_shoh

- ・福岡市消費生活センターFacebook

https://www.facebook.com/profile.php?id=100070087372079&locale=ja_JP

⑤ 効果検証

動画視聴者数や、イベント参加者数、いいね数やコメント、アンケートの集計・分析により、本事業の効果検証を行うこと。なお、事業開始当初にその目標を設定すること。

(3) その他の提案事項

本仕様書に示す要件以外に、効果的な方法手法等、独自の工夫・アイデアなど実施可能な提案があれば記載する。

(4) 成果品の納入

① 報告書

A4版フルカラー印刷で2部納品すること。

② DVD-R

報告書及び動画等のデータをDVD-R等電子媒体（USBメモリを除く）で2部納品すること。

③ その他

必要に応じて製作したものを電子媒体（PDF及びイラストデータ等）加工可能なデータで福岡市へ提出する。

5 留意事項

- (1) 提案にあたっては、実施方法、実施時期、実施場所、事業の対象、事業規模（参加者見込）、実施により見込まれる効果等について具体的に記載すること。
- (2) 関係先との連絡調整、イベント実施にかかる参加者の募集や受付等の準備行為及び実施については、受託者が全て行うものとする。

- (3) 事業実施にあたっては、福岡市消費生活センター担当職員と随時打合せをしながら、企画意図を十分に考慮し、業務を実施すること。
- (4) 事業実施にあたっては、ユニバーサルデザイン及び男女共同参画の視点に留意すること。
- (5) 委託内容等については、提案競技時点におけるものであり、契約締結の際、受託予定者と協議のうえ変更を加えることがある。
- (6) 業務における成果品（業務を行う上で制作したデータ等を含む）の著作権、複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、所有権については、福岡市に帰属するものとする。
- (7) 福岡市は、制作物を他の広報物に使用でき、また、福岡市が認める場合には、受託者は第三者による映像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (8) (7)の場合において、受託者以外の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理する。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、福岡市消費生活センター担当職員と協議し、指示を受けること。